

あなたも私もみんなステキ

～ともに考えましょうみんなの人権～

「人権啓発講演会アンケート」にご協力ありがとうございました

人権尊重委員会
人権推進課
(総合センター)
☎64-1126

jinsui@town.yuasa.lg.jp

11月4日(日)「ゆあさ愛・あいまつりー人権啓発講演会」には多くのみなさまにご来場いただきありがとうございました。

「障がい」は個性～福祉番組の司会から学んだこと～と題したジェフ・バーグランド氏の講演では、実体験を織り交ぜながら分かりやすく、楽しくお話をいただきました。

「人はそれぞれに異なる常識があるが、柔軟性もある。自分と違う人に興味を持って、もっと知ろうとしてほしい。その上で、相手の常識や価値観を借りて自分の中に入れてほしい。」と、話されていたのが印象的でした。

講演会の最後には、全員で「私たち一人ひとりが個性を伸ばし、ほかの人々を尊重する心を育てましょう。」と、手話で伝えました。

湯浅町人権尊重委員会において「人権啓発講演アンケート」を実施しましたところ、144名の方々にご回答いただきました。今後も人権啓発の推進に向け活動していきますので、皆様のご理解・ご協力をお願いします。



人権啓発講演会への感想(抜粋)

- 人権講演会という聞き手も堅くなりがちですが、ジェフさんの話は会場が一体で内容が自然と頭に入ってくる楽しい講演でした。
- 手話をする意味、障がいのある方の目線にたつ意味など、気づかされることがたくさんありとてもいい講演会でした。
- 話も面白く偏見や差別をもっとなくしていこうと思いました。
- コミュニケーションの大切さを学びました。自分の個性を大事にし、相手の個性も取られるようになりたいと思いました。相手の人との共有の仕方を教えてもらいました。

第70回人権週間 —12月4日(火)～10日(月)—

みんなで築こう 人権の世紀

～考えよう 相手の気持ち 未来へつなげよう 違いを認め合う心～

12月10日は「人権デー」です。1948年のこの日「世界人権宣言」が国連で採択され、今年で70年目を迎えました。世界中の全ての人はみんな同じ人権を持つ、かけがえのない存在です。それぞれの個性や生き方の違いを大切に、全ての人の人権が尊重される豊かな社会をつくりましょう。

◎困りごと、心配ごとでお悩みの方は、下記の人権相談窓口までお気軽にご相談ください。

相談は無料で、秘密は守られます。

◆受付時間：月曜日～金曜日(12月29日～1月3日・休日を除く) 8時30分～17時15分

◆面談による相談窓口

○和歌山地方法務局人権擁護課……………☎073-422-5131

◆電話による相談窓口

○子どもの人権についての専用相談電話：子どもの人権110番…☎0120-007-110

○女性の人権についての専用相談電話：女性の人権ホットライン…☎0570-070-810

○全国共通人権相談ダイヤル：みんなの人権110番……………☎0570-003-110

税務署からのお知らせ

お問合せ先▶湯浅税務署 ☎63-5351

平成31年(2019年)1月以降のe-Taxについて

平成31年(2019年)1月から、個人納税者の方がe-Taxをご利用になる場合、以下の2つの方式がご利用いただける予定です。

①マイナンバーカード方式

②ID・パスワード方式

詳細については、e-Taxホームページ「e-Tax利用の簡便化の概要について」

(www.e-tax.nta.go.jp/kanbenka/index.htm)をご覧ください。

●税理士による地区相談会場のご案内

税理士による確定申告書の書き方などの相談を無料で行います。

開設場所	開設日	2月					開設時間
		12 火	14 木	18 月	19 火	20 水	
有田市文化福祉センター		●	●				9:30～16:00
湯浅納税協会 3階 会議室				●			9:30～15:00
有田川町役場 吉備庁舎 3階 中会議室					●		
有田川町役場 清水行政局 2階 大会議室						●	

※いずれの会場も正午～13時までは相談は行っておりません。

なお、申告会場の混雑状況によっては早めに受付を終了させていただく場合があります。

※ご来場の際には、前年分の控え、源泉徴収票(給与・年金収入のある者)、所得控除に係る各種証明書などの申告書の作成に必要な書類と筆記用具、印鑑等をご持参ください。

※各会場とも「土地・建物・株式等を売却された所得」「贈与税」「相続税」「山林所得」に関する相談は行っておりませんので、これらに関する相談が必要な場合は、湯浅税務署までお越しください。

※有田市会場は、有田市民会館から変更になっています。

平成30年分所得税確定申告会場のお知らせ

湯浅税務署では平成31年2月18日(月)～3月15日(金)(土・日を除く)まで申告会場を開設します。(2月15日以前は開設していませんが、作成済みの申告書の受付、用紙の交付は行っております。)

相談受付は**16時まで**ですので、なるべく早めにお越しください。

なお、申告会場の混雑状況により、16時以前に相談受付を終了する場合がありますのでご了承ください。(作成済みの申告書の受付、用紙の交付は17時まで行っております。)

また、開設日初日(2月18日)や確定申告期限(3月15日)間際は、大変混雑することが予想されます。

申告書等は国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成できます。作成した申告書等はe-Taxを利用して送信していただくか、印刷して郵送等で提出してください。

いつでもどこでもスマホで申告

平成31年(2019年)1月から、「確定申告書等作成コーナー」では、スマートフォンでも所得税の確定申告書をID・パスワード方式を利用してe-Taxで送信することができるようになります。

さらに、給与所得者(年末調整済み)で、医療費控除又はふるさと納税などの寄附金控除を適用して申告する方は、見やすいスマホ専用画面をご利用いただけるようになります。